

姫路市重層的支援体制整備事業実施プログラム

姫路市

令和4年3月策定

(最終改訂：令和8年4月1日)

目 次

第1項	プログラムの目的	・ ・ ・ ・ ・	P3
第2項	プログラムの位置付け	・ ・ ・ ・ ・	P3
第3項	実施事業及び実施体制	・ ・ ・ ・ ・	P4
第4項	包括的相談支援体制の構築	・ ・ ・ ・ ・	P10
第5項	支援関係者ネットワーク会議の実施	・ ・ ・ ・ ・	P13
第6項	多機関協働事業者を調整役とした相談支援体制の強化	・ ・ ・ ・ ・	P14
第7項	参加支援事業	・ ・ ・ ・ ・	P15
第8項	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・ ・ ・ ・ ・	P15
第9項	支援会議の実施	・ ・ ・ ・ ・	P15
第10項	プログラムの評価及び見直し	・ ・ ・ ・ ・	P15

第1項 プログラムの目的

本プログラムは、社会福祉法第106条の5の規定及び姫路市地域福祉計画に基づき、本市において、生活課題を抱える地域住民及びその世帯（以下「対象者（世帯）」）に対する包括的な支援や、社会参加に困難を抱える方への参加支援、地域住民等による見守りなどの地域づくりを一体的に行う重層的支援体制整備事業（以下「事業」）を実施するにあたり、必要な体制等について規定するものです。

事業の実施にあたっては、以下の福祉関連計画に定める基本方針を踏まえ、支援関係者がその内容を共有しながら進めることとします。

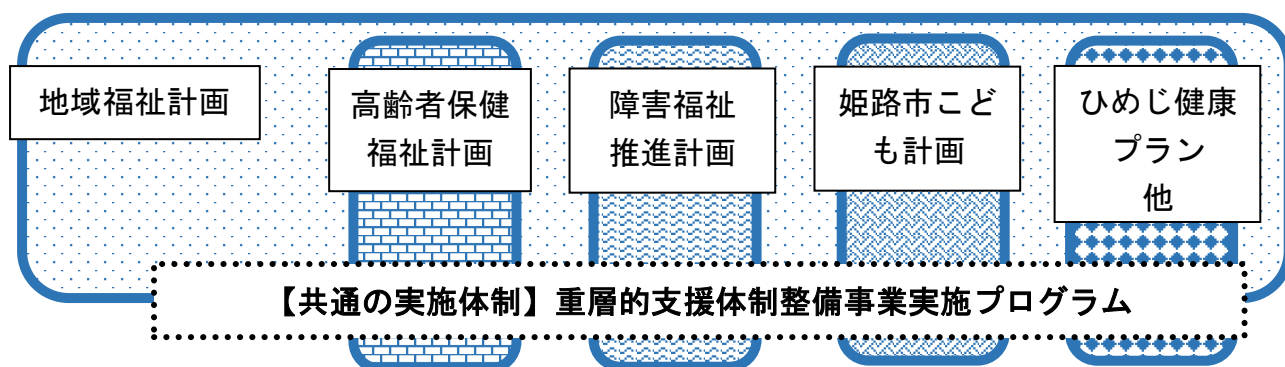
- ・ 姫路市地域福祉計画
- ・ 姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画
- ・ 姫路市障害福祉推進計画
- ・ 姫路市こども計画（ひめじこども・若者みらいプラン）
- ・ ひめじ健康プラン及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市保健計画及び姫路市自殺対策計画）

また、事業の推進にあたっては、姫路市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動とも連携し、地域住民等へのきめ細やかな支援の展開を図るものとします。

第2項 プログラムの位置付け

本プログラムは、第1項に記載する本市の福祉関連計画の基本方針と整合性を保ちつつ、支援関係者が共通して取り組む実施体制に特化したものとします。

《プログラムの位置付け》



第3項 実施事業及び実施体制

対象となる実施事業の名称（社会福祉法第106条の4第2項各号に規定の事業名）と実施体制は下表のとおりとします。

事業実施要綱の該当箇所		対象事業名及び実施体制
3（1） 包括的相談 支援事業	ア 地域包括支援 センターの運 営	【事業名】 地域包括支援センターの運営
		【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等
		【拠点数】 直営：1 委託：23
		【業務の内容】 高齢者分野の困りごとへの相談対応を始めとしたさまざまな支援を行う地域の中核機関として、地域包括支援センターを設置する。
		【窓口の名称】 直営 ① 基幹型地域包括支援センター（高齢者支援課直営） 担当区域を持たず、他のセンターの後方支援を行う。 委託 ①「白鷺・琴陵地域包括支援センター」 ②「城乾・東光地域包括支援センター」 ③「安室地域包括支援センター」 ④「高岡地域包括支援センター」 ⑤「山陽地域包括支援センター」 ⑥「書写・林田地域包括支援センター」 ⑦「大白書地域包括支援センター」 ⑧「花田・城山地域包括支援センター」 ⑨「四郷・東地域包括支援センター」 ⑩「増位・広嶺地域包括支援センター」 ⑪「北地域包括支援センター」 ⑫「灘地域包括支援センター」 ⑬「大的地域包括支援センター」 ⑭「飾磨西地域包括支援センター」

		⑮「飾磨地域包括支援センター」 ⑯「広畑地域包括支援センター」 ⑰「大津地域包括支援センター」 ⑱「朝日地域包括支援センター」 ⑲「網干地域包括支援センター」 ⑳「家島地域包括支援センター」 ㉑「夢前地域包括支援センター」 ㉒「香寺地域包括支援センター」 ㉓「安富地域包括支援センター」
		【所管課】 高齢者支援課
	イ 相談支援事業	【事業名】 相談支援機能強化事業
		【支援対象者】 障害のある方等
		【拠点数】 委託等：6
		【業務の内容】 障害のある方への相談対応を始めとした、さまざまな支援を行う地域の相談機関・中核機関として、基幹相談支援センター及び地域相談窓口「ひめりんく」を設置し、相談支援を実施する。
		【窓口の名称】 「姫路市基幹相談支援センター」 「中央ひめりんく」 「北部ひめりんく」 「西部ひめりんく」 「東部ひめりんく」 「南西部ひめりんく」
	ウー１ 利用者支援事業	【所管課】 障害福祉課
		【事業名】 利用者支援事業(基本型・特定型)
		【支援対象者】 子育て中の保護者
		【拠点数】 直営：7

		【業務の内容】 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
		【窓口の名称】 (基本型) ①こどもの未来健康支援センター ②中央保健センター ③中央保健センター北分室 ④南保健センター ⑤西保健センター ⑥すこやかひろば ⑦駅前すくすくひろば (特定型) ⑧こども保育課
		【所管課】 こどもの未来健康支援センター、こども支援課、こども保育課
	ウー２ 利用者支援事業	【事業名】 利用者支援事業（こども家庭センター型）
		【支援対象者】 すべての妊産婦及びこどもとその家庭等
		【拠点数】 直営：１ 支援担当を中央・南・西の各保健センター内に配置
		【業務内容】 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもとその家庭に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。
		【窓口の名称】 子育て支援室

		【所管課】 子育て支援室、中央保健センター、中央保健センター北分室、中央保健センター安富分室、南保健センター、南保健センター家島分室、西保健センター
	エ 自立相談支援事業	【事業名】 生活困窮者自立相談支援事業
		【支援対象者】 生活困窮状態にある者、生活上の困難を抱え支援の必要な者
		【拠点数】 委託：3（窓口委託：1）
		【業務の内容】 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な伴走型の支援等を実施し、地域における自立・就労支援の体制を構築することにより、生活困窮者の長期的な自立を図ることを目的とする。
		【窓口の名称】 「くらしと仕事の相談窓口」
3（2） 地域づくり事業	ア 地域介護予防活動支援事業	【事業名】 地域介護予防活動支援事業
		【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等
		【業務の内容】 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の活動を支援する。
		【所管課】 高齢者支援課
	イ 生活支援体制整備事業	【事業名】 生活支援体制整備事業
		【支援対象者】 高齢者（65歳以上）等

		【業務の内容】 生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。
		【所管課】 高齢者支援課
	ウ 地域活動支援センター事業	【事業名】 地域活動支援センター事業
		【支援対象者】 障害のある方
		【業務の内容】 障害のある方の創作的活動等の機会の提供及び社会との交流促進等を行う。
		【窓口の名称】 指定地域活動支援センター事業所
		【所管課】 障害福祉課
	エ 地域子育て支援拠点事業	【事業名】 地域子育て支援拠点事業
		【支援対象者】 乳幼児及びその保護者
		【拠点数】 直営：8 委託：16
		【業務の内容】 保育所等の地域の身近な場所において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

		【窓口の名称】 ①「城陽保育所」 ②「萩学園」 ③「津田このみ学園」 ④「姫路ひまわり保育園」 ⑤「網干れんげ保育園」 ⑥「やながせ保育園大津みやび野分園」 ⑦「別所まるやまこども園」 ⑧「飾磨つどいの広場」 ⑨「広畑つどいの広場」 ⑩「網干つどいの広場」 ⑪「東つどいの広場」 ⑫「安室つどいの広場」 ⑬「東光つどいの広場」 ⑭「面白山つどいの広場」 ⑮「北つどいの広場」 ⑯「灘つどいの広場」 ⑰「星の子つどいの広場」 ⑱「すこやかひろば」 ⑲「わくわく広場いえしま」 ⑳「わくわく広場ゆめさき」 ㉑「わくわく広場こうでら」 ㉒「わくわく広場やすとみ」 ㉓「駅前すくすくひろば」 ㉔「のびのび広場みらいえ」 【所管課】 こども支援課、こども保育課
	才 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	【事業名】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ① 地域見守りネットワーク事業 ② 民間支援団体と連携した生活困窮者等への支援 ③ 地域福祉に関する実態調査 【支援対象者等】 ① 主に単身の高齢者や障害のある方等 ② 生活困窮者等で緊急食糧支援が必要な者 ③ 無作為に抽出した市民 3,000 人

		【業務の内容】 ① 関係機関、団体、民間事業者などが連携して、地域において高齢者や障害のある方などを日常的、重層的に見守り、緊急事態を速やかに把握し必要な支援を行う体制づくりを推進する。 ② フードバンク団体と連携し、生活困窮者等への相談支援における緊急食糧支援の実施や、支援における連携体制の構築を進める。 ③地域住民の福祉的なニーズ、生活課題を把握し、今後の地域づくりに関する市の事業に反映することを目的として、無作為に抽出した市民 3,000 人に対し、アンケート調査を行う。 【成果目標】 アンケート回答 1,200 件、事業見直し件数 3 件 【所管課】 地域福祉課
3（3） 多機関協働 事業等	参加支援事業	【事業名】 参加支援事業
		【拠点数】 直営：1
		【業務の内容】 第 7 項参照
		【窓口の名称】 姫路市「福祉つながる窓口」
		【所管課】 地域福祉課
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【事業名】 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		【拠点数】 直営：1
		【業務の内容】 第 8 項参照
		【窓口の名称】 姫路市「福祉つながる窓口」
		【所管課】 地域福祉課

	多機関協働事業	【事業名】 多機関協働事業
		【拠点数】 直営：1
		【業務の内容】 第6項参照
		【窓口の名称】 姫路市「福祉つながる窓口」
		【所管課】 地域福祉課

■ 上記以外の関係事業とも連携し、必要な支援や環境整備を一体的に進めていきます。 ■

第4項 包括的相談支援体制の構築

包括的相談支援事業は、従来、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の分野ごとに行われていた相談支援を、対象者（世帯）の属性に関わらず包括的に提供するものです。

本市では、既存の支援窓口等の機能や体制は維持しつつ、対象者（世帯）の抱える課題を受け止めた場合には、必要に応じて他の支援窓口等に繋げるなど、支援窓口等の連携により包括的な支援体制を提供するものとします。

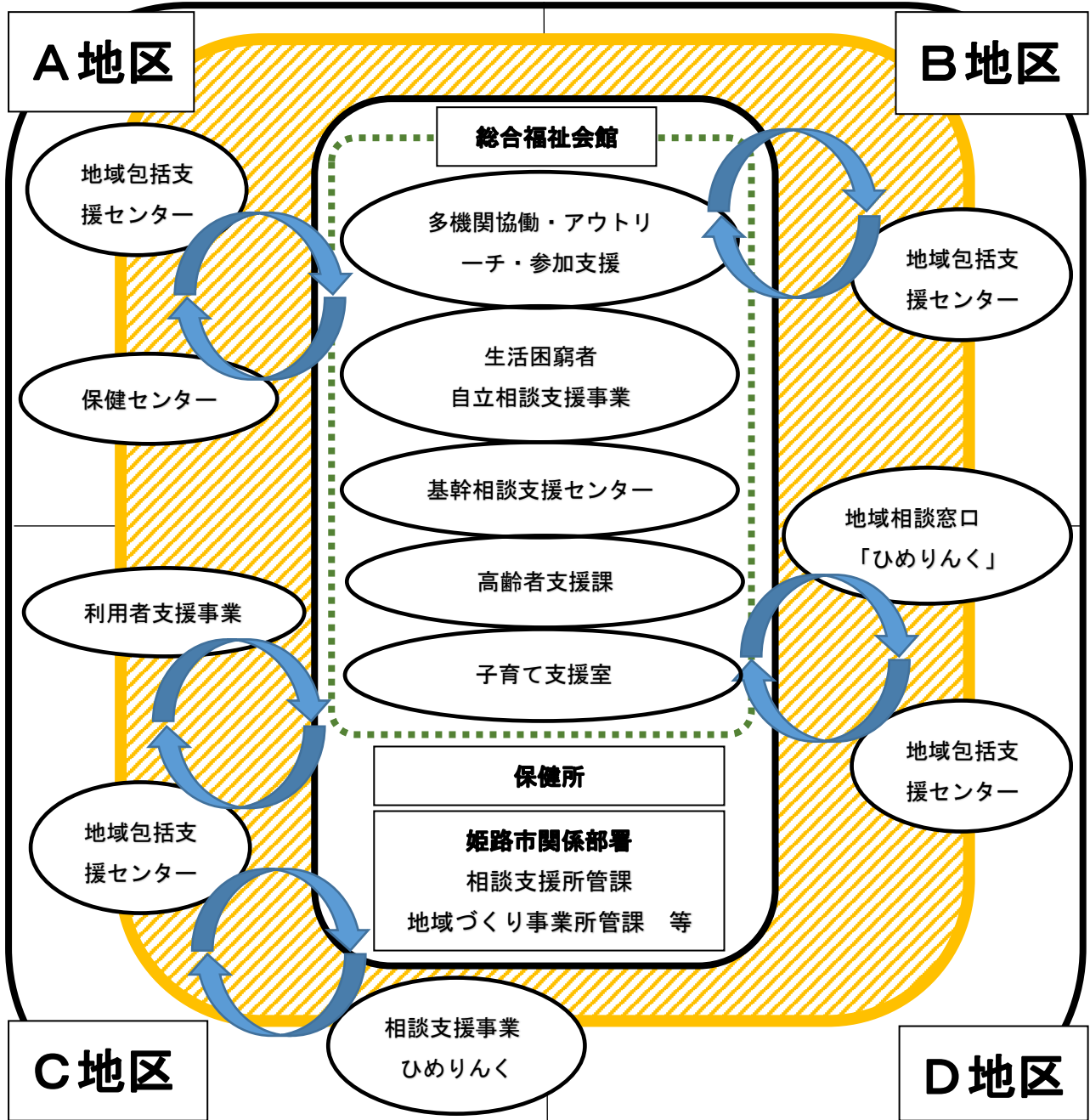
また、「姫路市福祉つながる窓口」では、「どこに相談したらよいか分からない方のための相談窓口」として、対象者（世帯）の属性、相談内容等に関わらず相談を幅広く受け止め、課題についての整理を行い、他の支援窓口等と連携して対象者（世帯）に寄り添った支援を行います。

【3（1）包括的な相談支援体制の整備形態】 基本型

既存の支援窓口等の機能や体制は変更せず、相互に連携を図る「基本型」とします。

また、姫路市総合福祉会館内に多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、相談支援事業のうち基幹相談支援センター、地域包括支援センターのうち高齢者支援課等を集約し、市の関係部署や保健所・保健センター、地域の他の支援窓口等と連携しながら必要な支援を提供します。

体制のイメージ



相談窓口等の連携体制を強化するために、関係部署や相談窓口等に「エリアマネージャー」及び「エリアサポーター」を配置します。

■ 1 エリアマネージャー

分野横断的な連携、調整に関する各福祉分野におけるアドバイザーとして、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの関係部署に「エリアマネージャー」を配置します。

課（室）名など	関連事業・業務
高齢者支援課	地域包括支援センターの運営 生活支援体制整備事業 地域介護予防活動支援事業
障害福祉課	相談支援機能強化事業 地域活動支援センター事業
こども支援課	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業
子育て支援室	子育てに関する相談
こども保育課	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業
生活援護室	生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業 生活困窮者子どもの学習・生活支援事業
保健所健康課	精神保健福祉に関する相談事業
こどもの未来健康支援センター	利用者支援事業
労働政策課	労働に関する相談 若者の就労支援
地域福祉課	包括的相談事業 多機関協働事業 アウトリーチを通じた継続的支援 参加支援事業
社会福祉協議会	同団体の実施する地域福祉活動

エリアマネージャーの主な役割

1. 分野を横断する課題に対する支援体制構築への参画。
2. 事業に関する各所管部分の進捗管理。

■ 2 エリアサポーター

対象者（世帯）への分野横断的な個別支援の連携を進めるため、「エリアサポーター」を設置します。設置対象は、主に相談窓口等の統括担当者、業務責任者など（直営、委託）を想定しています。

設置については、各分野のエリアマネージャーの意見を踏まえて決定します。

エリアサポーターの主な役割

1. 分野横断的な個別支援の連携にあたり、自らの窓口の職員への助言。
2. 分野横断的な個別支援の連携にあたり、多機関協働事業者等との調整。

第5項 支援関係者ネットワーク会議の実施

事業に関する包括的な相談支援や地域づくりを進めるため、「支援関係者ネットワーク会議」を実施します。

会議は、参加者による意見交換や事例検討などを通じて、事業の実施状況の共有や、事業の評価、本プログラムの見直し、支援者の支援力の向上を図ること等を目的に実施します。

構成員は、関係する部署、支援窓口等の職員から選任するほか、議題に関係する団体又は個人も参加できることとします。

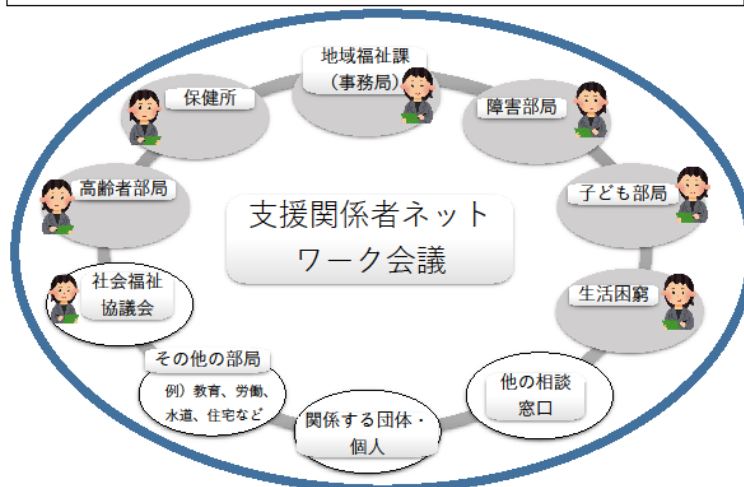
支援関係者ネットワーク会議の役割

- | |
|----------------------------------|
| 1. 事業の実施状況を共有する。 |
| 2. 事業の評価や、本プログラムの見直しに向けた意見交換を行う。 |
| 3. 支援者の支援力の向上を図る。 |

会議の開催形態（想定）

【全体会】	
姫路市地域福祉計画推進懇話会	姫路市地域福祉計画の進捗管理
重層的支援体制整備事業意見交換会	事業に関係する実務担当者レベルでの意見交換
【テーマ別会】	
不登校・ひきこもり支援ネットワークひめじ	不登校・ひきこもり支援の関係部署、団体による連携プラットフォーム
ヤングケアラーの支援に関する支援関係者ネットワーク会議	ヤングケアラー支援の関係部署、団体による意見交換
■今後も必要に応じてテーマを設定し、会議体を構成する。	

支援関係者ネットワーク会議



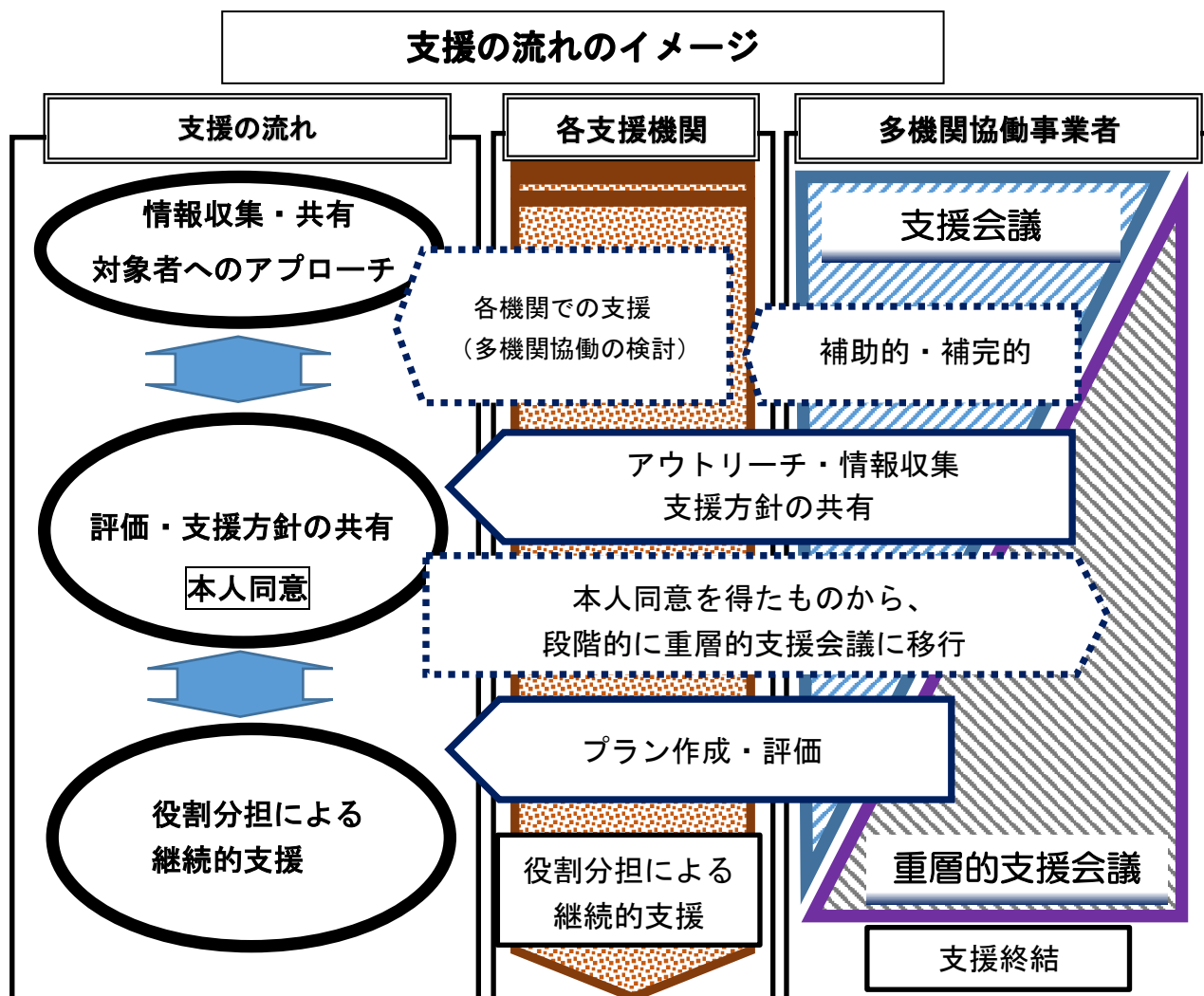
第6項 多機関協働事業者を調整役とした相談支援体制の強化

■重層的支援会議の実施

複雑化・複合化した福祉課題について、対象者（世帯）からの情報共有の同意のもと、法第106条の4第2項第6号における支援プランを作成するもので、多機関協働事業者（地域福祉課）を調整役として、関係する支援窓口等の連携による情報収集と支援プランの検討を行います。多機関協働事業者は、支援プランを作成した場合、対象者（世帯）と支援窓口等に支援プランを明示し、共有を行うとともに、作成した支援プランについて、随時評価と見直しを行います。【重層的支援会議】

対象者（世帯）からの同意の有無が支援窓口等によって異なったり、支援の段階ごとに順を追って同意が得られる場合も想定されるため、必要に応じて「支援会議（第9項参照）」や他の個別支援会議と、「重層的支援会議」を並行して実施する場合があります。これらの場合、多機関協働事業者は、随時課題の整理と情報の共有を行います。

また、既に支援方針が決定している、または一定の支援が提供されている対象者（世帯）に新たに生じた福祉課題の検討にあたっては、多機関協働事業者は、既存の支援方針を決定した支援窓口等に対する補助的・補完的な関わりを行います。



地域福祉課と支援窓口等の連携により、対象者（世帯）の生活課題に応じて、第7項及び第8項の事業を行います。

第7項 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

地域福祉課を参加支援事業者とします。支援会議（第9項参照）等を活用しながら社会資源の情報収集とマッチングを行い、社会参加に困難を抱える対象者（世帯）への支援を実施します。

事例

- ・ ひきこもり状態などの社会参加に困難を抱える当事者への居場所の提供。
(ひきこもり支援推進事業での居場所のほか、他の社会資源の活用を検討。)
- ・ 経済的困窮状態ではないが社会参加に困難を感じている人に対し、就労支援や学習支援のプログラムを提供する。

第8項 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

地域福祉課を実施事業者とします。必要な支援が届いていない対象者（世帯）の情報収集のために、訪問又は電話・メール等によるアウトリーチを行います。

アウトリーチにより得られた情報は、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて支援会議（第9項参照）等において支援窓口等と情報を共有し、支援に活用します。

得られた情報をもとに、本人やその世帯とのつながりを形成しようとしても、ひきこもり支援等では、いきなり本人と会うことは難しい場合があります。その場合に、AIチャットシステムを含む支援等の情報提供を行うなど、AIチャットシステムを利用し、本人やその世帯とのつながりを形成します。

事例

・ひきこもり状態の方の生活状況の把握（電話・訪問など）

第9項 支援会議の実施

第4項から第8項の包括的相談支援体制を円滑に進めるため、社会福祉法第106条の6に基づき、関係する支援窓口等が、守秘義務のもとで対象者（世帯）についての情報と支援方針を共有するための支援会議を組織します。

支援会議は、多機関協働事業者（地域福祉課）が事務局となり、必要に応じて開催します。

第10項 プログラムの評価及び見直し

毎年度1回以上、支援関係者ネットワーク会議（第5項参照）において前年度の事業実施状況の把握、評価及び検証等を行います。

また、福祉関連計画（第1項参照）の見直しの状況等を踏まえ、随時、本プログラムの見直しを行います。